

2013年11月14日

福島県知事
佐藤 雄平様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副団長 宮川えみ子
同 阿部裕美子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 長谷部 淳

2014年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

はじめに

東日本大震災・原発事故から2年8ヶ月が経過しました。

避難生活を強いられ今もふるさとに戻れない14万3千人余の避難者をはじめ、全ての県民が原発事故の苦難を抱え、それぞれの4年目を迎えようとしています。国・県が使う“復興加速”という言葉とは裏腹に、県民の暮らし・福祉・生業の再生や地域コミュニティの回復といった復旧・復興の課題はまだ緒に着いたばかりであり、県にはこの認識に立って県民の苦難にきめ細かく寄添う姿勢こそが求められています。

原発事故収束と放射能汚染水対策について、政府は、9月3日に決定した汚染水漏れ問題の基本方針で「国が前面に出て」対応するとしながら、東電の不十分な対策を追認し、汚染の恐れのある地下水の海洋放出など重大な内容を打ち出しました。福島原発10基廃炉のすみやかな決断を求めること、これ以上「放射能で海を汚さない」という原則の確立を政府に求めることなど、原発に頼らない安全安心な社会づくりに果たすべき本県の役割はひとときわ重要です。

来年4月に予定される8パーセントへの消費税増税も福島県の復興に重大な影響を及ぼします。“景気回復”を増税実施の口実にしていますが、「アベノミクス」により、株価や物価は上がっても国民の所得や雇用は増えていません。しかも、景気を「腰折れさせない」と称して安倍政権が持ち出してきた追加的な経済対策の中身は、復興特別法人税の前倒し廃止、設備投資減税の拡大など、増税が直撃する被災地や国民への配慮はまったく念頭にない大企業に至れり尽くせりのものです。

安倍自公政権の暴走はわが県の復旧・復興の妨げです。昨年の予算要望で「震災前から全国レベルからみて低い本県の医療・福祉・教育の遅れが、災害弱者といわれる障がい者、高齢者、ひとり親家庭、子どもたちにいっそう多大な犠牲を負わせる結果になったことは明白」であると指摘し、予算においても福祉型県政へ転換することを求めました。国政との関係でもまさに今、この転換が切実に求められています。

本県の来年度予算編成にあたって以下の項目の実現を求めます。

一、国に求めるべきこと

安倍首相は、民主党政権の不十分な“将来の原発稼働ゼロ”政策すら「ゼロベースで見直し」、再稼働と原発輸出に熱中しています。無責任な原子力行政で事故を起こした責任を省みず、事故の痛苦の経験から教訓をくみ取ろうともしない政府の姿勢は明らかです。原発事故被害の克服と復興に必要な全ての対策について、国と東京電力の責任を明らかにするための福島県からの発信が求められています。

- ① 国に対し、消費税の増税と復興特別法人税の前倒し廃止は中止することを強く求めること。
- ② 国に対し、重要5品目を聖域とする公約を真向から裏切るTPP交渉からただちに撤退するよう求めること。
- ③ 生活保護基準の引き下げをはじめとする社会保障改悪のプログラムを撤回するよう国に求めること。
- ④ 特定秘密保護法案は、原発情報を隠すおそれがあるなど国民の知る権利を奪いさる危険性を持ち、民主主義を守る立場から反対を表明すること。
- ⑤ 集団的自衛権の政府見解の見直しによる事実上の憲法改悪は許されないことを表明すること。
- ⑥ 福島原発事故の収束に国が全責任を持ち、原発利益共同体に応分の拠出を求めるなど必要な財源の確保を求めること。

二、2014年度県予算編成方針について

大震災・原発事故という未曾有の苦しみを受け続けており、一人ひとりの暮らしと生業の再建こそ復興の土台です。これまでの大型開発中心から県民誰もが安心して住み続けることができる福祉型県政へ転換するため、予算編成のあり方についても抜本的に見直しよう求めるものです。

- ① 福島特措法にある知事の提案権を活用し、必要な事業のために県の裁量で使える予算の確保を国に求めること。
- ② 医療・福祉・教育、子育てを県予算の中心にすえること。
- ③ 医師・看護師など医療スタッフ、介護職員、福祉関係職員の確保を支援すること。
- ④ 不足している技術職をはじめ、県の正規職員・正規教員を大幅に増員すること。
- ⑤ 大企業向けの企業立地補助金を見直し、県民の雇用を支えている中小企業への支援に力点を移した予算配分とすること。

三、原発事故収束へのとりくみと原発ゼロの発信

- ① 原発事故による長期にわたる被害の実態と被災・避難市町村・住民の声をありのままに国に伝え、国内で二度とこうした事態を繰り返さないため、原発ゼロの日本を

つくることを国にはっきりと求め続けること。

- ② 国に対し、「放射能で海を汚さない」立場を明確にさせ、放射能を封じ込めるためのあらゆる手立てを国の責任で行なうことを求めること。
- ③ 地下水・地層の専門家を総動員して、地下水の放射能汚染状況の全容解明を第一原発敷地内にとどめず、徹底的に調査・公表することを国に求めること。同時に、県としても東電の公表するデータに判断を委ねることなく、独自に調査し状況の把握に努めること。
- ④ 同様に、汚染水の中長期的な貯蔵、処理対策の確立を国に求めること。
- ⑤ 汚染水問題の解決と廃炉作業を国が前面に立って確実・安全に実施する人的・物的資源の集中のため、原発再稼働と輸出のための活動はただちに停止することを国に求めること。
- ⑥ 東電は、事実上の債務超過に陥り、公的資金で延命させられている企業です。当事者能力を欠いた東電を破たん処理し、東電と利害関係者に除染・賠償・汚染水対策・廃炉の応分の負担をさせることを国に求めること。
- ⑦ 汚染水・廃炉対策に関し、異常が現れた場合に国・東電からの報告を待つことなく、県が瞬時に状況を把握し、県として対応を判断できるシステムと体制を整えること。

四、除染・賠償・被災者支援について

(1) 除染について

- ① 国・県が責任を持って、より詳細な放射線量調査を行い県民に情報公開をすること。
- ② 妊婦・子ども世帯の優先除染を徹底するよう市町村を指導すること。
- ③ 個人的に除染を行った費用について、直ちに支払うよう、国・東電に求めること。
- ④ 除染事業の地元業者発注促進、事業内容のチェック体制の強化を引き続き推進すること。
- ⑤ 国に対して、森林除染は宅地から20メートルと限定せず実態に応じて延長するよう求め、また、再除染についても認めるよう求めること。

(2) 賠償について

- ① 原子力損害賠償について消滅時効を適用しないための法整備を求めること。
- ② 個人・自治体を問わず、賠償金の速やかな支払いを東電に求めること。
- ③ 財物賠償は被災者が生活できる再取得可能な基準となるよう求め、放射線量で線引きをしないこと。
- ④ 旧緊急時避難準備区域の避難が解除されても帰還しているのは一部の住民であることから、精神的賠償の打ち切りを撤回すること。
- ⑤ 避難指示区域について、解除後一年で賠償を打ち切らないこと。
- ⑥ 自主的避難等対象区域の県民に対する精神的賠償を国と東電に求めること。

(3) 被災者支援について

- ① あらゆる避難者の要望を調査し、帰還する・しないに関らずきめ細かな支援を行うこと。
- ② 避難が長期化する中で、仮設住宅の補修・住環境改善にいつそう取り組むこと。
- ③ 復興公営住宅の建設促進を図るとともに、本県の気候風土と生活様式に合った建て増し可能な一戸建ても取り入れ、高齢者向けや長期の居住に耐えられる作りにしていくこと。また、木材使用の促進で本県の産業活性化を図ること。
- ④ 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の増額を国に求め、被災者に漏れなく支給されるよう市町村を支援すること。県として支援金の上乗せなど独自の制度を創設すること。
- ⑤ 借り上げ住宅入居者に対して、行政情報等の提供を強めること。
- ⑥ 県内への自主避難者に対する家賃支援の受け付けを再開し、同一市町村内避難についても対象とすること。
- ⑦ 原発事故による避難者、並びに県民全ての高速料金を無料化すること。全国からのボランティアや調査研究など、福島復興支援に携わる全ての人たちを高速道路無料化の対象とするよう国に求めること。
- ⑧ 大震災でいたんだ道路等の維持補修に必要な予算を確保すること。
- ⑨ 公共交通機関の復旧と整備促進をはかること。

五、福祉型県づくりの具体化を

3・11の大震災と引き続く原発事故による被害の深刻化・長期化・複雑化の背景に、「その時々行政需要に応じた人員確保」と言いながら現実には県職員を削減し、県民福祉行政分野から手を引いてきたことがあります。この姿勢を改め、県民の命を守り、福祉、医療、介護などの充実に力をそそぐ福祉型県づくりに転換することが県行政の信頼回復の大前提です。

(1) 医療について

- ① 全県民の医療費無料化を国に求めること。国による医療費無料化実施に至らない間は、県の責任で実施すること。
- ② 70から74歳の窓口負担倍増など、医療費負担増計画の撤回を求めること。
- ③ 公的責任による医療提供体制整備のため、県立病院増設へと地域医療政策の転換を図ること。
- ④ 将来にわたる県民の健康維持・増進のために、健康診査・がん検診を県民誰もが無料で受けられるようにすること。
- ⑤ 県として、子ども病院、がんセンターを設立すること。

(2) 国保について

- ① 国保への国庫負担の抜本的拡充を求めること。国保税の高騰を招く「国保の広域化」はしないこと。
- ② 市町村国保会計へ県として独自の助成を行い、国保税負担を軽減すること。

(3) 高齢者福祉・介護保険について

安倍政権の進める社会保障制度改革のなかで、介護保険制度では、要支援や要介護1・2などの軽度認定者をサービス提供対象から外すことが計画されており、不安が広がっています。

- ① 要介護者、施設利用・入所待機者の実情を把握し、いつでもどこでも利用できる介護サービスの整備をすること。
- ② 国の行う見直しで、要支援者への介護サービスが低下したり、市町村によって格差が生じたりすることのないよう、県として市町村を支援すること。
- ③ 軽度認定の入所希望者が特養ホームに入所できない事態を生じさせないこと。県の計画を抜本的に見直し、特養ホームの増設をはかること。
- ④ 来年度の高齢者福祉計画・介護保険事業計画へ向け、日常生活圏ごとの全高齢者対象の調査を市町村が実施するよう、県の支援を強化すること。
- ⑤ 高齢者への切れ目ない生活支援サービスを提供する地域包括ケアシステムの真の構築へ向け、「中核機関」にふさわしい地域包括支援センターの量的・質的整備のため、市町村への支援を強化すること。

(4) 子ども・子育て関連法と保育の充実について

- ① 事業計画や施設・事業の基準策定にあたり、当事者・関係者の参画と意見表明ができるしくみをつくるよう、市町村を支援すること。
- ② 保育を受ける子どもの扱いに格差が生じないようにすること。現行の保育水準、基準を後退させず、市町村の保育実施責任を明確にし、認可保育所を拡充するよう市町村を支援すること。

(5) 住まいについて

- ① 「福祉としての住まい」「住まいは人権」を痛感させられたのが原発震災の体験です。被災県として、その立場を明確にした福島県住生活基本計画とすること。
- ② 若年単身者が、暮らしの実態に応じて県営住宅に入居できるよう運用を見直し、県営住宅の確保・提供に努めること。

六、子どもが主人公の学校と教育をめざす教育行政に

大震災と原発事故を受けて、県の教育行政は、困難を抱える一人ひとりの子どもに寄り添い、教育環境の改善に全力を尽くす必要があります。国連子どもの権利委員会が、再三にわたり日本政府に「過度な競争にさらされている」と勧告していることを重く受け止め、福島県の教育に生かす必要があります。

- ① 教育予算を大幅に増額し、正規の教員を増やすこと。被災地の子どもたちへのきめ細かな指導援助を行う体制を作ること。
- ② 全国に誇れる30人学級を全学年に拡大すること。

- ③ 工場跡を利用している富岡第1・2小学校、第1・2中学校の劣悪な教育環境の改善のための支援を急ぐこと。
- ④ 大震災の教訓を踏まえ、避難所となる学校の耐震化を急ぐこと。
- ⑤ 特別支援教育は、拠点型ではなく地域密着型に切り替え、身近なところで教育を受けられる条件整備を図ること。
- ⑥ 子どもたちを競争に駆り立て、差別と分断を持ち込む学力テストに参加しないことを表明し、既に実施した本年の結果は公表しないこと。
- ⑦ 高校授業料無償化は現行制度の継続を国に求めること。
- ⑧ 歴史の事実をゆがめる教育の持ち込みを許さず、憲法の平和原則、基本的人権の尊重に基づく教育を進めること。

七、中小企業の復旧・復興を支援し、地域循環型の産業の育成を

(1) 商工業、再生可能エネルギー推進について

避難地域はもちろんのこと、地震・津波被災地域の復旧・復興は緒に就いたばかりです。中小企業を中心とした福祉・防災の町づくりで雇用拡大をはかるべきです。

- ① グループ補助金等の周知徹底を図り、国に対して範囲をせばめず引き続き予算を確保するよう強く求めること。該当しない事例について県独自に同等の支援を行うこと。
- ② 「福島産業復興企業立地補助金」は、地元中小企業が優先的に活用できるようにすること。
- ③ 二重ローン解消に向けて、制度の周知をはじめ、きめ細かな支援を行うこと。
- ④ 再生可能エネルギー推進条例を制定し、県内の関連する中小企業の育成、県民参加、地域循環型で進める基本方針を策定すること。また、県の助成を拡充すること。

(2) 農林水産業の復興へ

大震災・原発事故による農林水産業への影響は甚大であり、さらにTPPは復興の努力に冷水を浴びせるものです。

- ① TPP交渉からの撤退を国に強く求めること。
- ② TPP交渉での譲歩を前提として、大企業に農地を集積する仕組みづくりである「農地中間管理機構」の設置に反対すること。
- ③ 東北で唯一、作物学・栽培学・環境土壌学といった農学系の大学・学部がないことから、その創設をすること。あわせて原子力災害・放射能汚染問題への対策について一元的に実施できるような研究体制を構築すること。
- ④ 森林除染の実証試験をすすめ、地域の実情に応じ除染区域の拡大に努めるよう国に求めること。
- ⑤ 漁業の再開に向けて、試験操業の拡大や魚種、海域のきめ細かな放射性核種の検査体制拡充をはかること。がれき撤去作業を継続すること。

以上